国民健康保険に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例:★印=区民意見提出手続きによる 意見を踏まえた修正 ・印=その他の修正

修正箇所 全項目評価書案 修正内容(修正は下線部) 修正理由				
□ 図の項番号法第9条第1項 別表 第一の30の項	修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
第一の30の項	7P	番号法第9条第1項 別表第一の	番号法第9条第1項 別表第一の	・記載に誤りがあるため修正
日本学院 1987	5. 個人番号の利	30の項番号法第9条第1項 別表	30の項	
M添1-1国民健 (記載なし0) <u>統合端末:以下の処理を行う住民 基本台帳ネットワークシステムの 端末。</u> 企住民基本台帳法に基づく転入等 の各種異動届や住民票の写し等 の各種題明書発行などの業務処理の操作。	用	第一の30の項		
事務 関係システム概念図 基本台帳ネットワークシステムの 端末。 ・住民基本台帳法に基づく転入等 の各種異動届や住民票の写し等 の各種理動届や住民票の写し等 の各種理動居や住民票の写し等 の各種理助書発行などの業務処理の操作。 ・住基カード又は個人番号カードを 利用した本人確認業務。 ・操作者の照合情報を利用した操作者認証。 ・専門用語を用語解説へ追加するため。 45P 3対象となる本人の範囲 杉並区国民健康保険被保険者(資格喪険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者 をはい世帯主特定同一世帯所属者を記り及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者を記り及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者を記り及び被保険者ではない世帯主持定同一世帯所属者を記り及び被保険者ではない世帯主持定同一世帯所属者を記り及び被保険者ではない世帯主持定同一世帯所属者を記り及び被保険者ではない世帯主持定同一世帯所属者が、にはい世帯主持定同一世帯所属者が、にはい世帯主持定同一世帯所属者が、にはい世帯主持定同一世帯所属者が、にはい世帯主持定同一世帯所属者が、にはい世帯主持定同一世帯所属者が、によりによりによりによりによりによりにより確認を記さる。また。「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先名の確認が可能なため。 ・本評価書にても委託先名の確認が可能なため。 47P・48P・50P・ 51P・52P・53P・ 51P・52P・53P・ 54P・82P・83P・ 74P・83P・ 83P・ 75P・75P・75P・75P・75P・75P・75P・75P・75P・75P・	9P	上記システムの名称説明	上記システムの名称説明	・概念図での統合端末の説明
事務 関係システム概念図 ・住民基本台帳法に基づく転入等の各種異動届や住民票の写し等の各種証明書発行などの業務処理の操作。・住基カード又は個人番号カードを利用した操作者認証。 ・住基カード又は個人番号カードを利用した操作者認証。 45P 3対象となる本人の範囲 3対象となる本人の範囲 ・専門用語を用語解説へ追加するため。 2. 基本情報 杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者 ・本評価書にても委託先名の確認方法を対しまり項の記載を対しました場所により確認できる。また。「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求、同合せ 1. ①請求、同合せ 1. ①請求、同告せ 1. ①請求よ」への当区の情報公開請求による開示は表別では認いている。 ・本評価書にても委託先名の確認が可能なため。 47P・48P・50P・53P・53P・54P・83P・87P・93P は、決しへの当区の情報公開請求により確認できる。また。「V. 開示請求を行うことで確認のできる。また。「V. 開示請求を行うことで確認のできる。また。「V. 開示請求を行うことで確認のできる。」は、「D請求先」への当区の情報公開請求による開示による開示による開示による開示は認知でいる。」 ・本評価書にても委託先名の確認が可能なため。 4、特定個人情報 よる開示請求を行うことで確認のできる。また。「V. 直球、可能なため。」 当区の情報公開請求による開示による開示による開示による開示による開示による開示による開示による開示	別添1-1国民健	(記載なし0)	統合端末:以下の処理を行う住民	が抜けていたため。
上供表本台帳法に基づく転入等の各種異動届や住民票の写し等の各種証明書発行などの業務処理の操作。	康保険に関する		基本台帳ネットワークシステムの	
45P ③対象となる本人の範囲 ・操作者の照合情報を利用した操作者認証。 ・専門用語を用語解説へ追加を表表の・操作者の配合情報を利用した操作者認証。 2. 基本情報 杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者 ・専門用語を用語解説へ追加を表表を表表の説及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	事務 関係システ		<u>端末。</u>	
45P ③対象となる本人の範囲 ・専門用語を用語解説へ追加するため。 2. 基本情報 杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ム概念図		・住民基本台帳法に基づく転入等	
理の操作。			の各種異動届や住民票の写し等	
45P ③対象となる本人の範囲 ③対象となる本人の範囲 ・専門用語を用語解説へ追加するため。 2. 基本情報 杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者 ・専門用語を用語解説へ追加するため。 47P・48P・50P・53P・53P・51P・52P・53P・54P・82P・83P・87P・93P 水先」への当区の情報公開請求による開示ます。 ・本評価書にても委託先名の確認方法により確認できる。また、「V.開示請求を行うことで確認可求決していまり確認できる。また、「V.開示請求、問合せ 1.①請求よ」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことで確認可能。 ・本評価書にても委託先名の確認が可能なため。 4. 特定個人情報のアイルの取扱い よる開示請求を行うことで確認可能の情報公開請求による開示請求を行うことで直確認可能。 当区の情報公開請求による開示請求を行うことで直確認可能。			<u>の各種証明書発行などの業務処</u>	
利用した本人確認業務。 ・操作者の照合情報を利用した操作者 部に ・専門用語を用語解説へ追加 ・専門用語を用語解説へ追加 ・専門用語を用語解説へ追加 ・専門用語を用語解説へ追加 ・本を回民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者 者 ※「特定同一世帯所属者」を用語解説に追加。 ・本評価書にても委託先名の ・本評価書にても委託を出る。 ・本評価書にても委託を出る。 ・本評価書にても委託を出る。 ・本評価書にても委託を出る。 ・本評価書にても要託を出る。 ・本評価書による。 ・本評価書にても要託を出る。 ・本評価書にても要託を出る。 ・本評価書にても要託を出る。 ・本評価書にても要託を出る。 ・本評価書にても要託を出る。 ・本評価書にても要託を出る。 ・本評価書にても要託を出る。 ・本評価書による。 ・本語価書による。 ・本評価書による。 ・本語価書による。			理の操作。	
45P ③対象となる本人の範囲 ・操作者の照合情報を利用した操作者認証。 2. 基本情報 杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者者 ・専門用語を用語解説へ追加するため。 47P・48P・50P・ 委託事項 ⑤委託先名の確認方法 下記、「⑥委託者名」の項の記載 「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求よ」の当区の情報公開請求により確認できる。また、「V. 開示請求を行うことで確認可よい特定個人情報表別示論求を行うことで確認可能。 ・本評価書にても委託先名の確認が可能なため。 47P・48P・50P・ 委託事項 ⑤委託先名の確認方法 下記、「⑥委託者名」の項の記載 「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求、「V. 開示請求、同合せ 1. ①請求、同合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求により確認できる。また、「V. 開示請求を行うことで確認可能ない情報な開請求による開示。 ・本評価書にても委託先名の確認が可能なため。			・住基カード又は個人番号カードを	
45P ③対象となる本人の範囲 ・専門用語を用語解説へ追加 2. 基本情報 杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者で質格要失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者 ・・専門用語を用語解説へ追加するため。 格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者者 はない世帯主特定同一世帯所属者」を用語解説へ追加するため。 47P・48P・50P・表記事項 ⑤委託先名の確認方法 ・本評価書にても委託先名の確認方法を記し、「じまり確認できる。また、「V. 開示語求、問合せ 1. ①請求、同合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示語求、同合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示語求を行うことで確認可能。 4. 特定個人情報 ファイルの取扱い 能。 当区の情報公開請求による開示語求を行うことで直確認可能。			利用した本人確認業務。	
3対象となる本人の範囲 3対象となる本人の範囲 ・専門用語を用語解説へ追加 杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主特定同一世帯所属者 者 ※「特定同一世帯所属者」を用語解説に追加。 ・本評価書にても委託先名の 作記が可能なため。 で本評価書にても委託先名の 作記が可能なため。 で本評価書にても委託先名の 作記が可能なため。 で本評価書にても委託先名の 作記が可能なため。 ではない世帯主特定同一世帯所属者」を用語解説に追加。 で本評価書にても委託先名の 作記が可能なため。 で表記が可能なため。 で表記が可能なため。 で表記が可能なため。 で表記が可能なため。 で表記が可能なため。 で表記が可能なため。 で表記が可能なため。 で表別を記できる。また、「V・開示 で表記が可能なため。 で表別を記できる。また、「V・開示 で表別を記できる。また、「V・開示 で表別を記できる。また、「V・開示 で表別できる。また、「V・開示 で表別できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・開示できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。また、「D・用示できる。」 で表別できる。 で表別でする。 で表別できる。 で表別できる。 で表別できる。 で表別できる。 で表別できる。 で表別できる。 で表別			・操作者の照合情報を利用した操	
2. 基本情報			作者認証。	
格喪失者を含む)及び被保険者で はない世帯主特定同一世帯所属 者格喪失者を含む)及び被保険者で はない世帯主特定同一世帯所属 者格喪失者を含む)及び被保険者で はない世帯主特定同一世帯所属 者本47P・48P・50P・ 51P・52P・53P・ 51P・52P・53P・ 54P・82P・83P・ 84P・87P・93P 4. 特定個人情報 ファイルの取扱い⑤委託先名の確認方法 下記、「⑥委託者名」の項の記載 により確認できる。また、「V、開示 請求、問合せ 1. ①請求先」への 当区の情報公開請求による開示 請求を行うことでも確認可能。・本評価書にても委託先名の 確認が可能なため。4. 特定個人情報 ファイルの取扱いよる開示請求を行うことで確認可 能。当区の情報公開請求による開示 請求を行うことでも確認可能。	45P	③対象となる本人の範囲	③対象となる本人の範囲	・専門用語を用語解説へ追加
はない世帯主特定同一世帯所属 者 ※ 「特定同一世帯所属者」を用語解説に追加。 47P・48P・50P・ 委託事項 ⑤委託先名の確認方法 ・本評価書にても委託先名の51P・52P・53P・ ⑤委託先名の確認方法 下記、「⑥委託者名」の項の記載 確認が可能なため。 54P・82P・83P・ 「V. 開示請求、問合せ 1. ①請 により確認できる。また、「V. 開示 請求、問合せ 1. ①請 請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求に 請求、問合せ 1. ①請求先」への よる開示請求を行うことで確認可 当区の情報公開請求による開示	2. 基本情報	杉並区国民健康保険被保険者(資	杉並区国民健康保険被保険者(資	するため。
者 名 ※ 「特定同一世帯所属者」を用語 解説に追加。		格喪失者を含む)及び被保険者で	格喪失者を含む)及び被保険者で	
47P・48P・50P・ 51P・52P・53P・ 54P・82P・83P・ 7アイルの取扱い委託先名の確認方法 (下し、所示請求を行うことで確認可 4、特定個人情報 ファイルの取扱い下記、「⑥委託者名」の項の記載 (により確認できる。また、「V. 開示 請求、問合せ 1. ①請 当区の情報公開請求に 当区の情報公開請求による開示 請求を行うことでも確認可能。・本評価書にても委託先名の 確認が可能なため。 により確認できる。また、「V. 開示 請求、問合せ 1. ①請求先」への 当区の情報公開請求による開示 請求を行うことでも確認可能。		はない世帯主特定同一世帯所属	はない世帯主特定同一世帯所属	
47P・48P・50P・委託事項⑤委託先名の確認方法・本評価書にても委託先名の 確認が可能なため。51P・52P・53P・ 54P・82P・83P・ 84P・87P・93P「V. 開示請求、問合せ 1. ①請 求先」への当区の情報公開請求に 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いにより確認できる。また、「V. 開示 請求、問合せ 1. ①請求先」への 当区の情報公開請求による開示 請求を行うことでも確認可能。		者	者	
47P・48P・50P・委託事項⑤委託先名の確認方法・本評価書にても委託先名の 確認が可能なため。51P・52P・53P・ 54P・82P・83P・ 84P・87P・93P「V. 開示請求、問合せ 1. ①請 求先」への当区の情報公開請求に 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いにより確認できる。また、「V. 開示 請求、問合せ 1. ①請求先」への 当区の情報公開請求による開示 請求を行うことでも確認可能。			※「特定同一世帯所属者」を用語	
51P・52P・53P・⑤委託先名の確認方法下記、「⑥委託者名」の項の記載確認が可能なため。54P・82P・83P・「V. 開示請求、問合せ 1. ①請により確認できる。また、「V. 開示84P・87P・93P求先」への当区の情報公開請求に請求、問合せ 1. ①請求先」への4. 特定個人情報よる開示請求を行うことで確認可当区の情報公開請求による開示ファイルの取扱い能。請求を行うことでも確認可能。			解説に追加。	
54P・82P・83P・「V. 開示請求、問合せ 1. ①請により確認できる。また、「V. 開示84P・87P・93P求先」への当区の情報公開請求に請求、問合せ 1. ①請求先」への4. 特定個人情報よる開示請求を行うことで確認可当区の情報公開請求による開示ファイルの取扱い能。請求を行うことでも確認可能。	47P • 48P • 50P •	委託事項	⑤委託先名の確認方法	・本評価書にても委託先名の
84P・87P・93P 求先」への当区の情報公開請求に おる開示請求を行うことで確認可 ファイルの取扱い 請求、問合せ 1. ①請求先」への 当区の情報公開請求による開示 請求を行うことでも確認可能。	51P • 52P • 53P •	⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載	確認が可能なため。
4. 特定個人情報 よる開示請求を行うことで確認可 当区の情報公開請求による開示 ファイルの取扱い 能。	54P • 82P • 83P •	「V. 開示請求、問合せ 1. ①請	<u>により確認できる。また、</u> 「V. 開示	
ファイルの取扱い 能。 請求を行うことでも確認可能。	84P • 87P • 93P	求先」への当区の情報公開請求に	請求、問合せ 1. ①請求先」への	
_	4. 特定個人情報	よる開示請求を行うことで確認可	当区の情報公開請求による開示	
の委託	ファイルの取扱い	能。	請求を行うことで <u>も</u> 確認可能。	
	の委託			

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
49P•83P	委託事項	⑤委託先名の確認方法	・本評価書にても委託先名の
4. 特定個人情報	⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載	確認が可能なため。
ファイルの取扱い	「V 開示請求、問合せ」で示す開	により確認できる。また、「V. 開示	
の委託	示請求を行うことで確認ができる。	請求、問合せ 1. ①請求先」への	
		当区の情報公開請求による開示	
		請求を行うことでも確認可能。	
58P	提供先7	提供先7	・記載に誤りがあるため修正
5. 特定個人情報	①法令上の根拠	①法令上の根拠	
の提供・移転(委	生活保護法による保護の決定及	番号法第19条第7号 別表第二	
託に伴うものを除	び実施又は徴収金の徴収に関す	(第26項)	
〈 。)	る事務であって主務省令で定める		
	もの		
93P	委託事項1	委託事項1	・委託業務に係るセキュリティ
4. 特定個人情報	⑧再委託の許諾方法	⑧再委託の許諾方法	対策の記載を明文化したた
ファイルの取扱い	再委託を行う場合には、委託先か	再委託を行う <u>にあたっては</u> 、委託	め。
の委託	ら再委託先の商号又は名称、住	先から再委託先の商号又は名称、	
	所、再委託する理由、再委託する	住所、再委託する理由、再委託す	
	業務の範囲、再委託先に関する業	る業務の範囲、再委託先に関する	
	務の履行能力、再委託予定金額	業務の履行能力、再委託予定金	
	等及びその他杉並区のセキュリテ	額等及びその他杉並区のセキュリ	
	ィポリシー等で委託先に求めるべ	ティポリシー等で委託先に求める	
	きとされている情報について記載	べきとされている情報について記	
	した書面による再委託申請及び再	載した書面による再委託申請及び	
	委託に関する履行体制図の提出	再委託に関する履行体制図の提	
	を受け、委託先と再委託先が秘密	出を受け、委託先と再委託先が秘	
	保持に関する契約を締結している	密保持に関する契約を締結してい	
	ことなど、再委託先にける安全管	ることなど、再委託先に <u>お</u> ける安	
	理措置を確認し、決裁等必要な手	全管理措置を確認し、決裁等必要	
	続きを経たうえで再委託を承認す	な手続きを経たうえで再委託を承	
	る 。	認する。	
101P	リスクに対する措置の内容	リスクに対する措置の内容	・委託業務に係るセキュリティ
2. 特定個人情報	・委託業務については、契約により	・委託業務については <u>委託先と</u>	対策の記載を明文化したた
の入手(情報提	委託業者が、従事者に対して情報	の契約により、委託業者が_従事	め。
供ネットワークシ	セキュリティ教育を行い、根拠法令	者に対して情報セキュリティ教育を	
ステムを通じた入	等の規定に基づく正当な情報入手	行い、根拠法令等の規定に基づく	

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
手を除く。)	を指導している。	正当な情報入手を指導 <u>する。</u>	
リスク2: 不適切			
な方法で入手が			
行われるリスク			
103P	リスクに対する措置の内容	リスクに対する措置の内容	・委託業務に係るセキュリティ
3. 特定個人情報	・委託業務については、契約により	・委託業務については 委託先と	対策の記載を明文化したた
の使用	委託業者が、従事者に対して情報	<u>の</u> 契約により <u>、委託業者が</u> 従事者	め。
リスク3: 従業者	セキュリティ教育を行い、業務外で	に対して情報セキュリティ教育を行	
が事務外で使用	の情報収集の禁止を徹底する。	い、業務外での情報収集の禁止を	
するリスク		徹底する。	